

真の地方分権改革の実現を求める指定都市のアピール

この度、地方分権改革推進委員会でまとめられた「第2次勧告～『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」では、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」が2つの柱として示された。

勧告には指定都市の意見が反映されていない部分もみられるが、我々指定都市は、地方の自由度と自主性を拡大するものとして地方分権改革推進委員会の取り組みを支持し、勧告の実現に向け最大限の協力に努めるものである。

しかしながら、これまでの地方分権改革に対する各府省の取組み姿勢は、極めて消極的であり、真の地方分権改革の実現が危惧される。

我々指定都市は、「地方政府」の確立に向けた地方分権改革の推進に向けて全力で取り組むことをここに示すとともに、次の事項が実現されることを強く求めるものである。

1 第2次勧告で示された「義務付け・枠付けの見直し」を確実に実現すること

第2次勧告では、4,076にもわたる見直し対象条項が示された。

しかし、第2次勧告に至るまでに各府省が地方分権改革推進委員会へ示した見解では、多くの条項を存置すべきとしていたことから、今後も各府省の強い抵抗が予想される。

地方の自由度と自主性を拡大し、地域の実情にあった対応を可能とするためには、義務付け・枠付けの見直しが不可欠であることから、これらの条項の廃止等の見直しをすることを強く求める。

2 「国の出先機関の見直し」にあたっては、指定都市を移譲先として道府県と同等に扱うこと

第2次勧告における「国の出先機関の見直し」においては、指定都市が権限移譲先として明確に位置づけられていない。

国の出先機関の事務・権限のうち、地方へ移譲すべきものについては、道府県と同等の行政能力を有する指定都市に権限を移譲することを強く求める。

3 第1次勧告で示された内容を尊重し、指定都市への権限移譲等を着実に実施すること

内閣府が取りまとめた「地方分権改革推進要綱（第1次）のフォローアップ」によると、各府省は、多くの分野において具体的な実施方法等を明確にしておらず、特に、「基礎自治体への権限移譲に係る検討状況」においては、指定都市への権限移譲に極めて消極的である。

地方分権改革推進要綱（第1次）で示された「第1次勧告を最大限に尊重」との方針に沿って、第1次勧告の内容が着実に実施されるよう強く求める。

また、権限の移譲に伴い必要となる財源については、税源移譲により措置することを求める。

4 「大都市制度のあり方」について早急に議論・検討を行うこと

地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」においては、「大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討すべき」と明記されたが、大都市のあり方についての議論が、具体的になされていない状況である。

日本全体の活性化を図るために、都市圏を支え、日本の発展を牽引してきた指定都市の役割が重要である。

現在、国において、道州制の議論が進められていることを踏まえ、大都市制度のあり方について早急に検討を行い、その役割分担に見合う自主財源が保障される新たな大都市制度の早期創設を勧告することを求める。

平成 20 年 12 月 22 日
指定都市市長会